

議案第27号

中間・栗ノ下辺地総合整備計画の変更について

中間・栗ノ下辺地総合整備計画を別紙のように変更しようとする。よって、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議決を求める。

令和7年2月25日提出

養父市長 大 林 賢 一